

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 March 2022

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 68

「アジア プライベート・ クレジット取引ガイド（英文）」 発行のお知らせ

アジアにおけるプライベート・クレジットのマーケットは近年大きく発展し、世界の投資家に対して有益な機会を提供しています。第2版の本ガイドでは、アジアの14法域におけるプライベート・クレジット取引に関する重要な論点をカバーしております。また、各法域における概説に加えて詳細な分析も含む内容となっております。

アジア経済がCOVID-19の影響から回復へと向かう中、プライベート・クレジットは重要な役割を担っており、アジアの資金需要者にとってますます重要な流動性の供給源となることが期待されます。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 68 となる本号では、2022 年度予算 — シンガポールで国内最低税率を含む最低法人税率制度導入の可能性、欧州委員会によるサステナビリティに関するデューデリジェンスについての指令案の公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

シンガポール：2022 年度予算 — 国内最低税率を含む最低法人税率制度導入の可能性

香港：内部通報・腐敗防止ポリシーに関する香港証券取引所の上場規則改訂

2. 米州

米国：米国における外国税額控除に係る最終規則の公表

米国：SEC、サイバーセキュリティ開示案を公表

3. 欧州

ドイツ：BSI-KritisV の改訂により、ドイツの外国投資審査の範囲が拡大

4. ESG/Sustainability

日本：経済産業省によるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインの検討開始

米国：インフラ投資・雇用法による水素技術への大規模な支援・資金提供

欧州：欧州委員会によるサステナビリティに関するデューデリジェンスについての指令案の公表

イタリア：環境ラベル表示義務化に関する法改正及び施行日の延期

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. アジア

シンガポール

2022 年度予算 — 国内最低税率を含む最低法人税率制度 （Minimum Effective Tax Rate 以下、「METR」）導入の可能性

概略

2022 年 2 月 18 日にシンガポールの財務大臣は、2022 年度予算について発表を行った。最も注目される点は BEPS 2.0 プロジェクトにおける Pillar Two GloBE Rules（国際最低法人税率制度）を受け、シンガポールで生じる所得に対して最低法人税率（15%）を課す国内最低税率制度を含めた METR をシンガポール国内法で規定する可能性が言及されたことである。

Pillar Two GloBE Rules の基本的な考え方は、連結ベースで 750 百万ユーロ以上の収入がある多国籍企業グループに適用され、当該企業グループが最終親会社の居住地国以外の国で得ている利益に対する税負担が 15%に満たない場合、最終親会社の居住地国が 15%との差額を課税するというものである。Pillar Two GloBE Rules の導入時にその対極となる国内最低税率制度を国内法で制定するという動きは英国の税制改正に係るパブリックコンサルテーションでもみられ¹、シンガポールでの最低税率制度の導入の流れは想定範囲内と考えられている。

仮に METR がシンガポール国内法で法制化されたとしても、シンガポールの法人税率は 17%であることから METR による追加税金はシンガポールでは発生しない場合も少なくないと考えられる。しかしながら、シンガポールで事業を行う多国籍企業は、シンガポールにおいてタックスインセンティブの恩恵を受けている場合が多く、実効税率は 15%を大きく下回っている場合もある。また、シンガポールはキャピタルゲインや、一定の国外所得が非課税とされることから、タックスインセンティブがなくても実効税率が 15%を下回るケースもある。これらの場合には、シンガポールにおいて実効税率が 15%となるまで追加税額を払うことになるであろう。

日系多国籍企業への影響

最低法人税率制度に関して、日本においてどのような制度が導入されるかは不透明であるが、租税特別措置法に定められるタックスヘイブン対策税制との調整は必須になると考えられる。もしシンガポール子会社に METR が適用され得る場合において、タックスヘイブン対策税制の適用関係がどのようになるのか、仮に競合する場合の二重課税の調整をどのように行うのかなどの課題も残る。

METR がシンガポールだけでなく他の国でも制度化されると、製造業を中心に海外製造拠点で現地タックスインセンティブの恩恵を受けると同時に、日本のタックスヘイブン対策税制上は経済活動基準を満たす外国子会社を有するような多国籍企業グループは、現実的に全世界ベースでの大幅な租税コストの増加、つまり企業の純利益の減少につながることであり、海外製造拠点国でのインセンティブの再交渉、現状のストラクチャーの変更や移転価格ポリシーも含めた見直しが必要になる場合も生じるであろう。

[最初のページに戻る](#)

¹ Baker McKenzie London “*Consultation on implementation of the OECD's Pillar Two regime into UK domestic law*”, 2022 年 1 月 12 日

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



香港

内部通報・腐敗防止ポリシーに関する香港証券取引所の上場規則改訂

香港証券取引所は、上場企業におけるガバナンスを強化するため、コーポレートガバナンスコード（以下、「CGコード」）を含む上場規則の改訂を行った。本改訂は、意見聴取期間を経て公表された意見聴取結果に基づくものである。本改訂は、2022年1月1日付けで大部分が発効しており、全ての上場企業は、香港証券取引所が公表した新たなガイダンスも参考にしつつ、改訂後規則を遵守することが重要である。

本改正では、特にESG（環境、社会、ガバナンス）プログラムの一環としての優れたコーポレートガバナンスの重要性を重視し、上場企業が適切かつ有効なリスク管理及び内部統制システムを構築、維持する必要性が強調されている。特に注目すべきは、内部通報と腐敗防止（ABC）にかかるポリシーと体制とが、推奨されるベストプラクティスだけではなく、CGコードの規定となったことである。この改訂は、優れたコーポレートガバナンスの多くの側面を網羅しており、主要な項目は以下の通りである。

健全な企業文化の確立

取締役会は、企業文化とその目的、価値及び戦略との整合性を確保することが求められる。これには誠実に行動し、率先垂範し、法令遵守し、倫理的に責任をもって行動するという価値を企業活動に浸透させることが含まれる。

上場企業は、監査委員会又はその他の適切に指定された委員会において、従業員及び上場企業に関与する者（顧客やサプライヤーを含む）が、不正に関する懸念を秘密にかつ匿名で通知するための内部通報ポリシー及び体制を整える必要がある。また、上場企業は、汚職防止法令の遵守にかかるポリシー及び体制を確立しなければならない。

優れたコーポレートガバナンスの中心となるのは、企業活動における高い倫理文化とコンプライアンスプログラムである。既存のコンプライアンスプログラム、特にコーポレートガバナンス、内部通報及び腐敗防止に関するポリシーと手続を見直し、リスクに適切に対処し、不正が報告されるような必要な体制を確保することが求められる。

取締役会における多様性

香港証券取引所は、単一のジェンダーで構成される取締役会は多様性を満たしていると認めないことを明らかにした。単一のジェンダーで構成される取締役会を有する上場企業は、遵守のために3年間の猶予期間が認められており、2024年12月31日までに別のジェンダーの取締役を任命しなければならない。

上場企業は、取締役会の多様性に関するポリシーと進捗について、ジェンダーの多様性がどのように、いつ達成されるかの数値目標の共有、想定される時間軸、取締役会の後継者候補のパイプラインを構築するために採用した措置などを開示し、説明することが求められる。

株主とのコミュニケーションの充実

上場企業は、株主のコミュニケーションにかかるポリシー又はその概要を開示し、その実施状況と有効性を毎年レビューすることが義務づけられている。

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



ESG リスクの評価と ESG 報告書

取締役会は、ESGに関連する重要なリスクを評価し、決定するとともに、上場企業が適切かつ有効なリスク管理及び内部統制システムを構築、維持する責任を負う。これらのESGにかかるリスクと内部統制は、毎年評価される必要がある。上場企業は、年次報告書と同時にESG報告書を公表することになる。これにより、報告の時間軸を短縮する効果があり、上場規則付録27のESG報告書に関するガイドに詳細が定められている。

あらゆる側面からのESGプログラムへの注目はより高まっており、上場企業がESGリスクを確実に認識し、ESGに関する義務を遵守するための対策を講じることが重要となっている。また、「グリーンウォッシュ」に関する批判の増加に伴い、上場企業はESG及びCSRに関する記述が正確であり、かつ根拠があることを確認するため、設定された目標等を達成するために実施されている取組の実効性を定期的に検証することが推奨される。

2. [最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

米国における外国税額控除に係る最終規則の公表

米国の外国税額控除制度の概要²

米国居住者は米国において全世界所得課税を受ける一方で、外国税額控除の適用を受けることが出来る。米国における外国税額控除の対象となる外国税は、課税を行う外国政府の権限に基づいて徴収される法的に強制された支払いであり、納税者がそれを支払うことによって特定の経済的便益³を受け取らないもの、かつ、米国税法の文脈において所得税としての性質を有する税金であるものである⁴。

一般的に以下のような外国税は外国税額控除の対象とならない。

- 米国税制上の除外所得⁵に対する税金。
- 付加価値税、売上税、物品税、固定資産税、富裕税、相続税等の所得税以外の税金。
- 納税者又はその関係者に補助金を支給するために使われる税金。
- 外国法人やパートナーシップを支配する米国人のうち、必要な情報申告を怠った者に対する税金。

2020年には、デジタル・役務税等の各国により独自に講じられた措置に対応する規則草案が提案され、各国によって課された税金とその対象となる所得について十分なつながりが必要であるとされた（jurisdictional nexus requirement）。この要件は、その国での活動（activity based）、米国の規則に「合理的に近い」もの、源泉所得（source based）又はその国に所在する財産（property based）の存在があれば一般的に充足可能であると考えられる。

² 米国の外国税額控除は非常に複雑であり、本稿における解説はあくまで参考のための簡易的な概略である旨、留意されたい。

³ 例えば政府に金銭を支払うことにより取得できる石油探掘権等。

⁴ 米国財務省規則1.902-1及び1.903-1参照。

⁵ 例えば、外国稼得した所得の控除（foreign earned income exclusion）、外国住宅控除（foreign housing exclusion）。

「アジア太平洋地域の主要11か国の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



最終規則の内容

2022年1月4日に公表され、2021年12月28日以降に開始する会計年度に適用される最終規則の概要は、以下の通りである。最終規則は、外国税額控除の適用につき、より明確化することを意図している一方で、従前は控除可能であった外国税を外国税額控除の対象外とすることにより二重課税が生じるものと思われる。

- 外国税は、（米国税法の文脈において）（純額としての所得を課税対象とする）所得税であるか、所得税に代替する税である場合には、外国税額控除の対象となる外国税とされる。
- 法域との関連性要件（jurisdictional nexus requirement）（現在、帰属要件（attribution requirement）と呼ばれている）は、以下が存在することにより充足される。
 - activity based：納税者の活動から生じる合理的な原則⁶に従い生じた総所得で、仕向地課税（destination based taxes）ではないこと。
 - source based：源泉所得がそれに租税を課す法域内にあるとされること。海外の税制に基づいて判定される所得の性質は尊重されるものの、当該法域におけるソースルールは、米国のソースルールに実質的に類似していることが求められる。
 - property based：該当する国内に所在する資産の売却又は処分。
- 特定の収入に対する規則
 - ロイヤルティ：無形資産の使用国又は使用権の所在する国に源泉地があるとされる必要がある。
 - 役務：役務の提供地⁷国に源泉地があるとされる必要がある。
 - 著作権のある物品：当該取引が有形資産の取引である（無形資産のライセンスでない）ものとして扱われ property based requirement に従って源泉地が確定される必要がある。
- これらの規則は、一般的に取られている考え方（例えば、支払者と受領者の所在地に基づいて適用されるロイヤルティに係る源泉税、技術役務に係る源泉税等）と整合しない可能性がある。
- 最終規則には、外国税を課す法域の居住者に課される外国税についての追加的な帰属要件（attribution requirement）が含まれる。当該法域の居住者の課税所得が独立企業原則に基づいて決定されていない場合には、外国税額控除を適用できないとするものである。
- 条約における二重課税の排除条項は、米国国内法の取扱いを上書きするものとされる（但し、タックスヘイブン対策税制が適用されるような状況においては、その限りではない）。

日本との関連

- 日本においては、ロイヤルティについては使用地国に源泉があるものとし、役務の提供については提供地国に源泉があるものとしている。これは米国のソースルールと一致しており、これらの所得に係る源泉税につ

⁶ 例えば、米国の実質関連所得のようなもの。

⁷ サービスの受領者の所在地ではない。

「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版（英語）」 発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



いては、最終規則に基づくと外国税額控除の対象となるものと考えられる。

- 最終規則による変更の影響は、日米租税条約の存在により軽減するものと思われるが、例えば間接外国税額控除等、条約ではカバーされていない領域も存在する。また、日本と米国における所得の区分が異なる場合⁸に、どのように条約が作用するかという論点もあるように思われる。そのような場合には、相互協議手続等といった救済手段を用いることになる可能性もある。
- 外国税を課す法域の居住者に課される外国税についての追加的な帰属要件は、例えばブラジルのように、一定のマージンに基づいて所得を計算している国々を対象としているように思われ、日本にはあまり関連しないようにも思われる。但し、日本法人についても、米国の事業体との取引に関連して国外関連者寄附金の損金不算入が適用される場合には、外国税額控除が適用できない可能性が残される。

[最初のページに戻る](#)

米国

SEC、サイバーセキュリティ開示案を公表

2022年3月9日、米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、上場企業によるサイバーセキュリティに関するリスク管理、戦略、ガバナンス及びインシデント報告に関する開示に関する規則の改正案を提案した。本改正案は、サイバーセキュリティ関連情報の開示を強化、標準化することを目的として、上場企業にサイバーセキュリティ関連のポリシーやインシデントの公開を義務付けるものである。サイバーセキュリティに関するリスクの懸念から、同様のサイバーセキュリティに関する開示を求める要請が高まることが予想され、注目される動きである。

セキュリティインシデントの報告

1. インシデント報告（フォーム 8-K の 1.05 項）

規則案は、重要なサイバーセキュリティインシデントに関する新たな報告義務を定める。義務の内容は、米国各州のデータ違反通知法に類似しているが、個人データに影響を与えない場合であっても、重要なサイバーセキュリティインシデントとなり得る点で州法とは異なる。例えば、機密性の高いビジネス情報、知的財産又は会社に損害若しくは債務を生じ若しくは生じさせる可能性のある情報への無権限のアクセス、権限を越えたアクセス、改ざん又は盗用は、たとえ個人データに影響がなかったとしても、規則案に基づき重要なサイバーセキュリティインシデントとなり得る。

フォーム 8-K の 1.05 項により、上場企業は、重要なサイバーセキュリティインシデントが発生したと判断した場合、4 営業日以内に一定の情報を提供することが求められる。上場企業はインシデントを認知した後、合理的に実務的に可能な限り速やかに、その重要性を判断しなければならない。州データ違反通知法の中には、法執行機関による調査を妨げることを避けるために、関係当局への通知を遅延させることを許容するものがある。しかし、SEC は、州法に基づきインシデントの報告を遅延することができる場合であっても、上場企業がフォーム 8-K によりインシデントを報告しなければならない

⁸ 例えば、日本においては、条約に基づいて源泉徴収の対象となる使用料として判定される所得が、米国では事業利益であるとして、PE がない限りにおいて課税されないと判定される場合等。

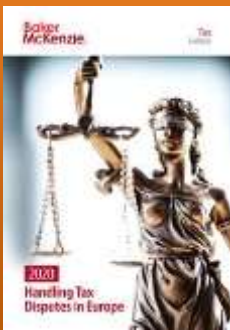
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」発行のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



場合があり得るとし、フォーム 8-K に基づく報告義務は州法と別の扱いとなり得ることを明確にしている。

上場企業は、報告時に判明している範囲で、以下を含む重要なサイバーセキュリティインシデントに関する一定の情報を提供することが求められる。

- インシデントが認知された日及びインシデントが継続しているか
- インシデントの性質と範囲
- データの盗用、改ざん、アクセス又はその他の承認されていない目的外使用の有無
- インシデントが企業の業務に及ぼす影響
- インシデントが対応済みか又は対応中であるか

SEC は、インシデントへの対応方法やサイバーセキュリティシステムについて特定の技術情報の公表を求める趣旨ではないとしている。なお、規則案は、サイバーセキュリティインシデントの重要性について定義規定がないことに留意が必要である。

2. 定期インシデント報告（フォーム 10-K 及び 10-Q）

フォーム 8-K による開示は、重要なサイバーセキュリティインシデントに関して不完全な情報の報告となり得るため、レギュレーション S-K の 106(d)(1) 項では、上場企業に対し定期的に以前のサイバーセキュリティインシデントに関する重要な変更、追加又はアップデートを開示することを求めている。重要な変更の例としては、インシデントの範囲やデータの改ざんに関する新たな発見事項などの追加の情報や、インシデントが上場企業の業務や財務状況に与える重大な影響などが考えられる。

また、SEC は、当初は重要ではないと考えられていたサイバーセキュリティインシデントが、全体での評価によって重要性の基準を満たし、報告義務を基礎づける場合があると考えている。106(d)(2) 項は、当初は開示されていなかった個別には重要でない一連のインシデントが、全体での評価で重要性の基準を満たすこととなった場合の開示を求めるものである。上場企業は、関連するインシデントについて、個別及び全体で重要性を分析する必要がある。

3. サイバーセキュリティのポリシーと手続

サイバーセキュリティインシデントに関する開示に加えて、SEC が提案するレギュレーション S-K の 106 項は、上場企業に対して、サイバーセキュリティリスクを特定し、管理するために実施されているポリシー及び手続を詳細に記述することを求める。SEC の規則案では、上場企業がサイバーセキュリティにかかるポリシーや手続が財務計画、資本配分及び事業戦略において検討されているかについても開示すべきものとしている。また、第三者のサービスプロバイダーとの間で生じるサイバーセキュリティリスクを軽減するための第三者の選定や監督の体制についても開示されることになる。

取締役会の関与とサイバーセキュリティ

1. 取締役会における取組

上場企業のポリシーや手続に関する開示の一環として、SEC は、サイバーセキュリティインシデントに対する企業の対応において、ガバナンスが果たす役割に関する開示に着目している。レギュレーション S-K の 106 項は、サイバーセキュリティリスクに対する取締役会の監督の詳細を開示することを上場企業に義務付けるものである。これには例えば、取締役会がサイバーセキュリティインシデント、ポリシー及び手続についてどの程度の頻繁で協議したかの開示を含む。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがる 경우가多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



2. 経営陣による取組

レギュレーション S-K の 106 項はまた、サイバーセキュリティリスクの評価及び管理、並びにサイバーセキュリティポリシー及び手続の実施において経営陣が果たす役割についても開示を求めている。規則案では、上場企業に最高情報セキュリティオフィサーがいるか、またオフィサーの経歴や専門性について開示することが求められる。

3. 取締役の専門性

SEC の規則案には、取締役会のサイバーセキュリティに関する専門性について、年次報告又は委任状勧誘書類での記載を求めるレギュレーション S-K の 407 項の改訂が含まれている。具体的には、407(j)項の改正案では、サイバーセキュリティに関して専門性を有する取締役にについては、その専門性の内容を詳細に開示することが求められることになる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ドイツ

BSI-KritisV の改訂により、ドイツの外国投資審査の範囲が拡大

外国貿易・決済法（Außenwirtschaftsgesetz – AWG）及び外国貿易・決済規則（Außenwirtschaftsverordnung – AWV）に従い、ドイツ企業への投資はドイツ外国投資審査の対象となる可能性がある。重要インフラの運用のような特にセンシティブな事業領域において活動する特定の企業への投資は、当局への事前の通知とクリアランスの取得を義務付けられる。

2021 年 9 月 6 日、連邦情報セキュリティ局法に基づく重要インフラ指定規則（BSI-KritisV）を改正し、2022 年 1 月 1 日に改正が発効した。BSI-KritisV は、エネルギー、水、食料、情報通信、医療、金融・保険、運輸・交通の分野における重要インフラの定義について、具体的な基準を定めている。本改正により、重要インフラの運営者又は重要インフラの一部に該当するとされる事業体の範囲が大幅に拡大された。BSI-KritisV は当初、約 1,600 の重要インフラ事業者を対象としていたが、本改正により約 270 の事業者が対象として追加されたと見込まれる。本改正は、ドイツ政府が定期的に行っている評価に続くもので、個別の施設区分、判定基準及び閾値の指定に関して規則の調整が必要であるとされた。

ドイツで事業又は法人の売却を検討している投資家や企業に対する実務的な影響としては、対象企業が重要インフラに該当するかを厳密に判断するために、より慎重な検討が必要となるという点である。ドイツの外国投資審査法では、重要インフラに該当し、投資のための事前の通知とクリアランスの取得が義務付けられる場合には、事前にクリアランスを受けることなくクローキングすることが禁止され、違反の場合には刑事罰が科される。ドイツの外国投資審査法令を正確に理解し、ドイツにおける取引の早い段階から、ドイツ当局への義務的通知とクリアランスの取得の要否について検討することが求められる。

BSI-KritisV の主要な修正点は以下の通りである。

共同施設

運用上の連携によりつながる複数の施設が、同一の重要なサービスを提供するために必要である場合には、それら複数の施設が全体で共同施設に該当することが明示された。施設が共同施設に該当する場合には閾値の計算におい

て数量が集計されるため、当該施設が関連する閾値を満たすかの計算に際して重要な点である。

ソフトウェア及び IT サービス

ソフトウェア及び IT サービスに関しては、本改正以前は、ソフトウェアを開発又は生産している企業のみが、重要インフラの運営者に該当し得るとされていた。本改正により、重要なサービスを提供するために必要なソフトウェアと IT サービスが、「施設」とみなされることとなった。その結果、ソフトウェアの開発や生産を行っておらず、重要インフラの運営に必要なソフトウェアや IT サービスを使用しているだけの法人であっても、重要インフラの運営者に該当する可能性がある。

エネルギー

本改正はエネルギー部門における大きな影響を与えるものである。本改正では、一定の施設カテゴリーの閾値を引き下げるとともに、追加のカテゴリーを定めている。BSI-KritisV の付属文書 1 では、重要インフラに該当する発電所の閾値が 420MW から 104MW の設置正味公称容量、すなわちドイツにおけるすべてのガス火力発電所の平均設置正味公称容量に引き下げられた。電源の安定性に対する重要性から、負荷周波数制御の繰り入れ用に認定された設備の閾値は大幅に低く、36MW の設置正味公称容量とされている。エネルギー部門における重要インフラの新たなカテゴリーとして、次のような種類の施設が追加で指定された。

- 年間 5,190 GWh のエネルギー取引量又は容量を有するガス取引システム
- 年間 5,190 GWh を移送するガス国境移送ポイント（すなわち、ドイツの移送システムと他国の移送システムとの間のネットワークポイント）
- 年間燃料 420,000 トン、航空燃料 63,750 トン又は暖房油 620,000 トンを流通するアグリゲーターの施設又はシステム
- 年間 4.4 百万トンの石油又は上記の量の燃料、航空燃料若しくは暖房油を取り扱う鉱油取引の集中的な商業的管理施設又はシステム（クラウドベースのコラボレーションソリューションを含む）

上記の他、水、食品、情報技術・通信、医療、金融・保険、運輸・交通等のセクターにおいても、重要インフラに該当する新たなカテゴリーの指定や閾値の変更がなされている。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG/Sustainability

日本

経済産業省によるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインの検討開始

経済産業省は、人権デューデリジェンスに関する業種横断的なガイドラインの策定の検討をするための「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」（以下、「本検討会」）を設置し、第 1 回の本検討会が 2022 年 3 月 9 日に開催された⁹。

本検討会の設置は、萩生田経済産業大臣の 2022 年 2 月 15 日付閣議後記者会見にて表明されていたものである。第 1 回の本検討会の開催資料の 1 つ¹⁰に

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/001.html

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/pdf/001_05_02.pdf

よると、本検討会の目的は、人権尊重に関する具体的な取組方法が分からないという企業の声に応えるべく、国連指導原則を始めとする国際的なスタンダードに則ったガイドラインを策定し、サプライチェーンにおける人権尊重に関する国際協調と併せて、企業が公平な競争条件のもとで積極的に人権尊重に取り組むことのできる環境を整備することを目的とする。

上記ガイドライン案の取り纏め予定時期は、2022年夏とされている。

[最初のページに戻る](#)

米国

インフラ投資・雇用法による水素技術への大規模な支援・資金提供

概要

米国では、2021年11月15日に署名されたインフラ投資・雇用法（以下、「本法」）の一環として、クリーンエネルギー由来の水素の研究、開発、実証、展開を加速させる目的で、様々な取組やプログラムが実施されている。主要なものとしては、以下の通りである。

- 「クリーン水素」の定義を法律によって規定する
- 80億米ドルの資金提供等により、地域クリーン水素ハブを設立する
- クリーン水素戦略及びロードマップの策定
- クリーン水素サプライチェーンの開発と労働力確保のための実証プロジェクトに、15億米ドルの資金を優先的に提供する
- 国立エネルギー技術研究所にクリーン水素プログラムに関する情報センターを設置する
- 2020年11月付でエネルギー省の策定した水素プログラム計画を実行するための予算の計上

国家エネルギー戦略の一環としてクリーン水素技術の開発を支援するため、本法には、既存の法令に対する複数の修正、変更、追加が含まれている。

「クリーン水素」の定義

本法により、2005年エネルギー政策法（以下、「エネルギー政策法」）第803条を改正し、クリーン水素の定義として「1キログラムあたり、生産地で発生する二酸化炭素換算2キログラム以下の二酸化炭素排出原単位で生産された水素」と定められた。

水素ハブ

エネルギー政策法に新たに第813条として「地域クリーン水素ハブ」に関する条項が追加され、80億米ドルの資金提供等により、少なくとも4つの地域クリーン水素ハブの開発を支援するプログラムが設立される。「地域クリーン水素ハブ」とは、クリーン水素の生産者、潜在的な消費者、及び近接した場所にある接続可能なインフラネットワークと定義され、エネルギー省長官（以下、「DOE長官」）は、以下の基準を用いて地域クリーン水素ハブを選定するものとされている。

- 原料の多様性 — 可能な限り、少なくとも1つの地域水素ハブが、それぞれ化石燃料、再生可能エネルギー、及び原子力エネルギーからクリーン水素を製造することを実証すること
- 最終用途の多様性 — 可能な限り、少なくとも1つの地域のクリーン水素ハブが、それぞれ発電部門、産業部門、住宅及び商業用暖房部門、並びに輸送部門におけるクリーン水素の最終用途を実証すること
- 地理的多様性 — 可能な限り、各地域クリーン水素ハブは、異なる地域に位置し、その地域に豊富に存在するエネルギー資源を使用すること
- 天然ガス産出地域 — 可能な限り、少なくとも2つの地域クリーン水素ハブは、米国内の天然ガス資源が最も豊富な地域に設置されること
- 雇用 — 地域内の最も多くの住民に技能訓練と長期的な雇用を創出する可能性のある地域クリーン水素ハブを優先すること

クリーン水素戦略及びロードマップの策定

クリーン水素の生産、加工、供給、貯蔵、及び利用の拡大を促進するための技術的、経済的に実現可能な国家戦略とロードマップを策定することを目的として、エネルギー政策法に新たに第814条として「国家クリーン水素戦略及びロードマップ」に関する条項が追加される。2021年11月15日から180日以内に、DOE長官は、以下の事項について重点が置かれた戦略及びロードマップを議会に提出するものとされている。

- 目標を達成するための水素製造に関する基準
- 天然ガス、石炭、再生可能エネルギー、原子力、バイオマスからのクリーン水素の製造と利用
- クリーン水素経済への移行を阻む障壁
- 米国の主要なシェール天然ガス生産地域と規制緩和市場で稼働する商用原子力発電所において実施可能なクリーン水素関連事業
- クリーン水素技術の展開に伴う環境リスクとその軽減方法
- 全国的な地理的多様性と地域経済における経済的影響を反映させたアプローチ
- 既存のインフラをクリーン水素の展開に利用する機会とその障壁
- クリーン水素ハブの開発の必要性和障壁
- エネルギー省が水素やその他のエネルギーに関連するサービスを提供する際に、効率を最大化するための優先的な活動
- クリーン水素の展開を支援するための連邦政府機関間の連携のポイント及び潜在的な規制上の障害
- クリーン水素技術を効率的かつ経済的に導入することができる地理的なゾーンまたは地域

水素製造・リサイクルへの取組

クリーン水素のサプライチェーン構築を支援するため、エネルギー政策法に新たに第815条として「クリーン水素の製造とリサイクル」に関する条項が追加される。同条は、DOE長官が5億米ドルの資金を基に複数年の補助金を

交付し、以下のような研究・開発・実証プロジェクトのための協定を締結することを求めている。

- 新しいクリーン水素の製造、加工、供給、貯蔵、及び使用装置の製造技術及び技法を推進すること
- クリーン水素技術の再利用とリサイクルを促進するための革新的かつ実用的なアプローチを構築すること

水素電解プログラム

電解槽から製造されるクリーン水素のコスト削減を支援するために、エネルギー政策法に新たに第 816 条として「クリーン水素電解プログラム」に関する条項が追加される。同条は、DOE 長官に対して、10 億米ドルの資金を基に、電解槽を用いたクリーン水素製造の効率改善、耐久性向上、コスト削減のための研究・開発・実証・商業化・展開プログラムの確立を求めるものである。

研究所の運営

本法のもとでクリーン水素に関する取組を実行するために、エネルギー政策法に新たに第 817 条として「研究所の運営」に関する条項が追加され、国立エネルギー技術研究所がアイダホ国立研究所、国立再生可能エネルギー研究所、その他の国立研究所、教育・研究機関、及びその他の研究者と調整し、関連情報を収集・配布するための情報センターとして機能することが求められている。

小括

本法の定めるクリーン水素の目標と優先順位は、米国におけるクリーン水素産業を飛躍的に発展させるものであり、エネルギー業界では、本法は、クリーン水素に対する政府の支援やインセンティブがここ数年増加傾向にある欧州やアジア太平洋地域におけるクリーン水素市場において、米国が競争力を維持するために必要な最初のステップであると見られている。

米国におけるクリーン水素の要件が明確になったことで、クリーン水素への民間投資はより確実なものとなり、開発の初期段階にある多くの水素プロジェクトを後押しすることになると考えられる。米国のクリーン水素業界は、現在、DOE 長官による水素戦略及びロードマップの発表を待っているところである。これによって、資本集約的な水素製造、輸送、及び貯蔵プロジェクトに対する投資判断がさらに洗練されると見込まれる。

近時、多くの民間資本が質の高いエネルギー転換の投資機会を求めている状況であるが、本法のクリーン水素支援イニシアティブは、急成長が見込まれる米国のクリーン水素プロジェクトをさらに後押しすることになると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

欧州

欧州委員会によるサステナビリティに関するデューディリジェンスについての指令案の公表

概要

欧州委員会（European Commission）は、2022 年 2 月 23 日、企業によるサステナビリティに関するデューディリジェンスについての指令案（Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE

COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937) (以下、「本指令案」)を公表した¹¹。この指令案に基づくサステナビリティに関するデューディリジェンスについての義務(以下、「サステナビリティ DD 義務」)は、EU 域内で一定の売上高を有する非 EU 企業に対しても適用され得ることから、本指令案が採択され、EU 加盟国により国内法化された場合には、欧州にて事業を行う日系企業に対して大きな影響を与える可能性がある。

適用対象企業

本指令案におけるサステナビリティ DD 義務は、次のいずれかに該当する企業に課される。下記③及び④に該当する企業(以下、「グループ 2 企業」)に対するサステナビリティ DD 義務の適用は、下記①及び②に該当する企業(以下、「グループ 1 企業」)へのサステナビリティ DD 義務の適用開始から 2 年後とされている。

- ① 500 名超の従業員を有し、かつ、直近事業年度における全世界での純売上高が 150 百万ユーロ超の、EU 域内で設立された有限責任会社
- ② 直近事業年度における EU 域内での純売上高が 150 百万ユーロ超の、EU 域内外で設立された有限責任会社
- ③ サステナビリティへの影響の大きい特定の事業(繊維工業、鉱業、農業など)(以下、「高リスク事業」)を行っており、250 名超の従業員を有し、かつ、直近事業年度における全世界での純売上高が 40 百万ユーロ超(その 50%以上が高リスク事業から生じた場合に限る)の、EU 域内で設立された有限責任会社
- ④ 高リスク事業を行っており、直近事業年度における EU 域内での売上高が 40 百万ユーロ超(その 50%以上が高リスク事業から生じた場合に限る)の、EU 域外で設立された有限責任会社

グループ 1 企業及びグループ 2 企業に該当しない中小企業は、サステナビリティ DD 義務の適用を直接は受けない。もっとも、そのような中小企業も、グループ 1 企業又はグループ 2 企業のサプライチェーンに属する場合には、サステナビリティ DD 義務に基づくデューディリジェンス(以下、「サステナビリティ DD」)の対象となり得る。

サステナビリティ DD 義務の内容

本指令案におけるサステナビリティ DD 義務の内容には、①サステナビリティ DD に関する方針の策定、②現実の又は潜在的な人権又は環境への悪影響の特定、③潜在的な影響の予防・軽減措置、④現実の影響の解消又は軽減措置、⑤苦情申立・処理手続の策定と実施、⑥サステナビリティ DD の方針や実施の有効性に関するモニタリング、⑦サステナビリティ DD に関する対外的な情報発信・コミュニケーションが含まれる。

また、本指令案は、サステナビリティ DD 手続の構築及びその実施の監督や、サステナビリティ DD の企業戦略への反映、事業遂行におけるサステナビリティに関する影響の勘案などを、EU 域内の企業の取締役の義務としている。

さらに、グループ 1 企業については、パリ協定を踏まえた世界的な気候変動の 1.5°C への抑制と整合する形で企業戦略を策定するための方針策定も求められる。

¹¹ https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf

義務違反時の責任

本指令案によると、サステナビリティ DD 義務へ違反した企業は、一定の罰金及び民事責任の対象となり得る。

今後の流れ

本指令案は、今後、欧州理事会（European Parliament）及び欧州議会（European Council）により審議される。そして、これらにより本指令案が採択された場合には、採択後 2 年以内に、各 EU 加盟国により、本指令案の内容が国内法化されることになる。

前述の通り、本指令案におけるサステナビリティ DD 義務は非 EU 企業に対しても課される可能性があるため、欧州で事業を行う日系企業においては、本指令案の審議の動向に注視するとともに、これが関連する EU 加盟国にて国内法化された場合に備えた情報収集及び体制整備を進めることが必要と思われる。

[最初のページに戻る](#)

イタリア

環境ラベル表示義務化に関する法改正及び施行日の延期

概要

2020 年 9 月におけるイタリアの環境法令の改正により、イタリア国内の包装材に環境ラベルの表示が義務付けられることが公表された。同法令改正の施行時期は当初 2021 年 12 月 31 日から予定されていたが、その後 2022 年 6 月 30 日まで延期され、さらに 2022 年 12 月 31 日まで延期される（2023 年 1 月 1 日から施行される）ことが今月に公表された。

環境ラベル表示義務の内容

改正法は、包装と包装廃棄物が環境に与える影響を軽減し、一定レベルの環境保護を確保することを目的として、すべての包装は「包装の回収、再利用、回収、リサイクルを促進し、消費者に包装の最終目的地に関する適切な情報を提供するために、技術基準に定められた手順に基づき、欧州委員会の決定に準拠して適切にラベリングされなければならない」と規定され、包装を識別・分類する目的で、欧州委員会決定 97/129/EC に基づき、生産者（すなわち包装材料の供給者、空包装及び包装材料の製造者、加工者、輸入者）に対して包装材料の性質等を示すことが義務付けられた。

具体的には、B2B（業務用）及び B2C（消費者用）向けの包装材には、欧州委員会決定 97/129/EC に従った英数字コードを使用して表示すること、また、B2C 向けの包装には、廃棄物の分別収集に関する情報（適切な廃棄の指示）を示すことが生産者に求められる。

環境ラベル表示のない在庫品の対応

改正法の施行延期に伴い、環境ラベル表示のない包装の在庫処分期間も変更され、2023 年 1 月 1 日にすでに上市された環境ラベルのない製品は、在庫がなくなるまで販売することが可能となった。

今後の対応

現行法上、この環境ラベル表示制度は施行を待たずに任意で採用することができるが、他方で、環境ラベルのない包装材については、環境ラベル表示の義務化により、2023年1月1日以降に上市することはできなくなる。施行時期は当初より1年延期されることとなったが、需要者側の環境保護志向の高まりから、環境ラベル表示の義務化の施行前より環境ラベル表示のある包装材の需要が高まることが予想される。

包装材の製造、加工、輸入メーカーは、環境ラベルのない包装材の早期販売、及び環境ラベル表示を採用した包装の販売を施行日より前倒しで実施していくなどの対応が必要となる。また、包装材を購入する企業も環境ラベル義務化に向けた購入先メーカーの対応を確認する必要がある。

[最初のページに戻る](#)